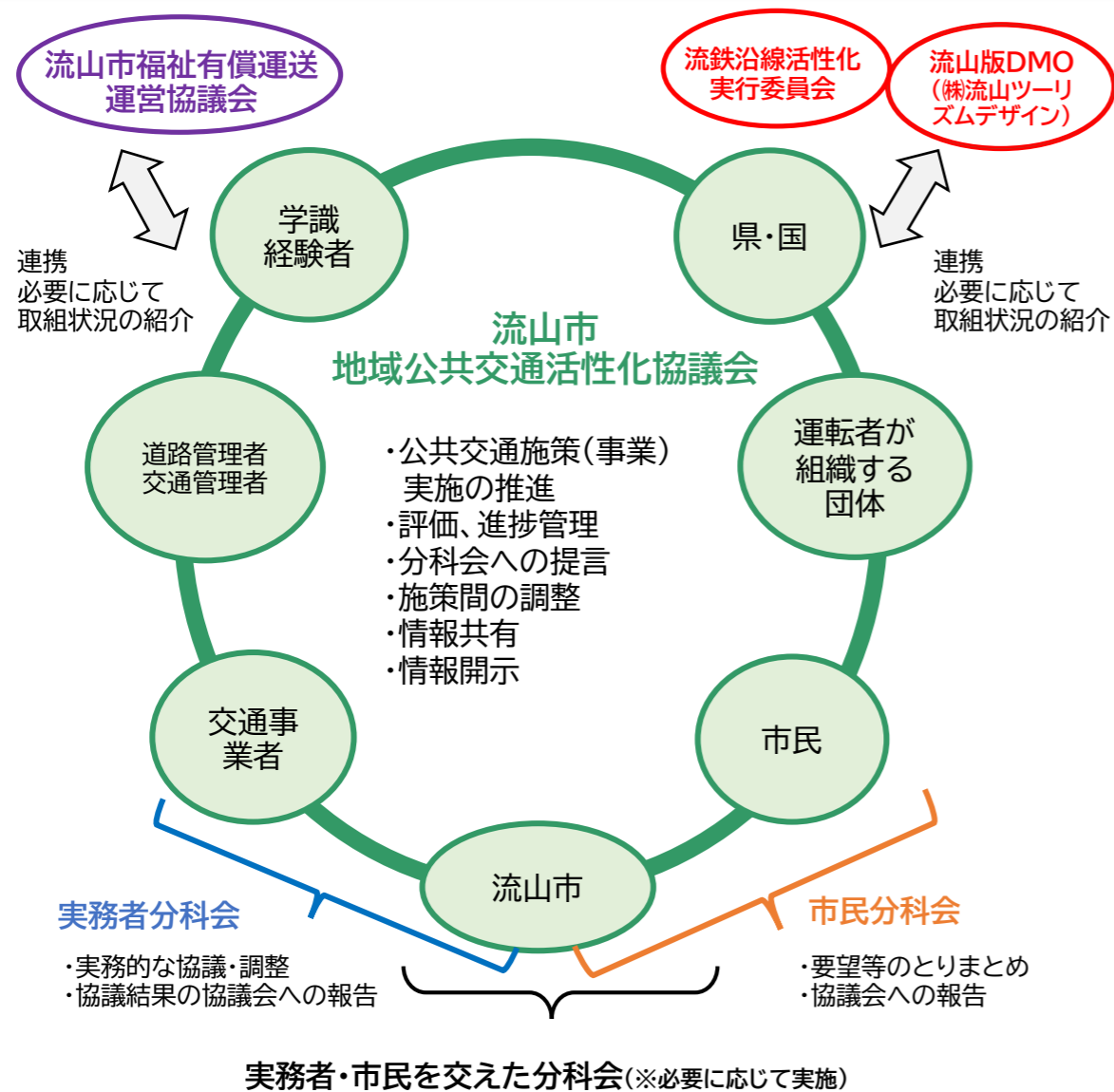


# ● 推進方針 本編P36,37



# ● 計画の達成状況の評価 本編P33～35

公共交通アクセス可能圏域内の人口の割合(タクシーを除く)	現状値:93.7%(令和2年度)	➔ 目標値:95%(令和8年度)
運転免許を持っていない人の外出回数	現状値:3.1回/週(令和2年度)	➔ 目標値:3.5回/週(令和8年度)
市内バス利用者数	現状値:716,787人/月(令和元年度) ※485,834人/月(令和2年度:令和元年度の68%)	➔ 目標値:609,000人/月(令和8年度:令和元年度の約85%)
バス乗継ぎ等利便向上に向けた実務者間のダイヤ・ルート検討数	現状値:なし	➔ 目標値:複数路線(令和8年度)
流山ぐりんバスの収支率	現状値:59%(令和元年度) ※39%(令和2年度:令和元年度の66%)	➔ 目標値:50%(令和8年度:令和元年度の約85%)

# 公共交通で気軽におでかけできるまち ～おでかけクオリティ向上宣言～ 流山市地域公共交通計画 概要版

R4.02.14  
計画公表時版

地域公共交通計画とは、社会情勢の変化等により公共交通サービスの維持・確保が難しくなる中、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、**地域の移動ニーズを踏まえ、地域が自ら交通をデザイン**するために、**本市にとって望ましい公共交通サービスの姿**を明らかにし、持続可能なサービスの提供を確保するために必要な方針を定める、公共交通のマスタープランとなる計画です。

計画区域: 流山市全域  
計画期間: 令和4年3月～令和8年度(5年1か月間)

# ● 基本方針と目標 本編P14

- 公共交通の課題**
- ①公共交通を利用しにくい地域の改善 (本編P3,4)
  - ②交通需要の多様化への対応 (本編P5)
  - ③交通事業者間の連携を促す環境変化 (本編P6)
  - ④公共交通サービスの持続的な維持・確保 (本編P7)
  - ⑤行政による公共交通サービスの基準の明確化 (本編P7)

これらの公共交通の課題を踏まえ、計画の基本方針、目標を以下のように設定しました。

計画の基本方針  
**公共交通で気軽におでかけできるまち ～おでかけクオリティ向上宣言～**

- 目標1** (対応する課題: ①②)  
移動困難者をなくす公共交通
- 目標2** (対応する課題: ①②③④)  
快適に楽しくおでかけできる公共交通
- 目標3** (対応する課題: ④⑤)  
市民みんなが責任をもって支える公共交通

- 高齢者や子育て世代等が自家用車に頼らずに移動できます。
- 公共交通検討地域が解消されます。
- 障害者等、単独で公共交通の利用が困難な方々については、福祉政策と連携し、移動手段を確保します。
- 公共交通を利用して、市内をシームレスに移動できます。
- 基幹・準基幹的なバス路線のサービスが維持されます。
- 来訪者も公共交通を利用して市内を周遊できます。
- 利用することで、公共交通機関を支えます。
- 公共交通施策に対する透明性を高めます。

※)本計画では、「移動」に「楽しい」という要素を含めた言葉として「おでかけ」という表現を用いています。市民の生活を支える公共交通の役割として、単に移動できるだけでなく「移動自体を楽しく」さらに「行きたいところに行ける」ことが重要と考えます。

本計画における施策を通じ「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に寄与することを目指します



本計画に関するお問い合わせ先: 流山市 まちづくり推進部 まちづくり推進課  
TEL: 04-7150-6090 FAX: 04-7158-9777

# ● 公共交通施策(事業)と実施主体 本編P15~32

各目標を達成するために、5つの公共交通施策に取り組む。なお、各公共交通施策の中の個別施策において、市が先導して、活性化協議会において検討・協議を進める施策を『リーディング(先行)施策』と位置づけ。個別施策における青字◎はリーディング(先行)施策

計画の基本方針	公共交通施策	個別施策	対応する目標	
公共交通で気軽におでかけできるまち くおでかけクオリティ向上宣言	<b>施策1.</b> 「流山おでかけシステム(※)」のブランディング <small>本編P17</small>	①◎公共交通の利用状況・運行状況・取組状況の見える化 ②公共交通の魅せる化・モビリティマネジメント(※)の実施	1 2 3	
	※)「移動」に「楽しい」という要素を加えた「おでかけ」をよりしやすく、市内の移動を「楽しく」さらに「行きたいところに行ける」ようにするための仕組み。		※)市民や組織・地域の移動状況を「過度に自家用車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へと変えていくための、コミュニケーション施策を中心とした取組。	
	<b>施策2.</b> 「流山おでかけシステム」 確立に向けた公共交通の 見直し・一体化	2-1 バス運賃制度の一元化 <small>本編P18</small>	①◎流山ぐりんバスの運賃の見直し ②◎公共交通運賃の定額制度(サブスクリプション)の導入	2 3
		2-2 公共交通サービスの向上 <small>本編P19</small>	①◎サービス水準の維持・確保 ②事業者間におけるサービス内容の協議・調整	1 2 3
		2-3 公共交通の見直しルール の設定と運用 <small>本編P20</small>	①◎公共交通の提供ルールの運用 ②流山ぐりんバスの導入・継続・変更・廃止に関するルールの運用 ③代替手段導入のルールの運用	1 2 3
	<b>施策3.</b> 「流山おでかけシステム」のユニバーサルデザイン(※)化 <small>本編P21</small>	①障害者、高齢者、子育て世代に対する移動支援施策の周知・拡充 ②公共交通の利用のしやすさ・分かりやすさ・安全性の改善	1	
	※)あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方			
	<b>施策4.</b> 「流山おでかけシステム」による観光の活性化 <small>本編P22</small>	①観光・商工関連団体と交通事業者の連携強化 ②◎公共交通運賃定額制度の観光施策での活用	2	
	<b>施策5.</b> 「流山おでかけシステム」のモビリティ革命への対応 <small>本編P22</small>	MaaS(※)や新技術等の実証実験に関する情報提供	2	
			※)利用者が多様なモビリティサービス(鉄道・バス・タクシー・自転車・自家用車・カーシェアリングなど)に対して、「1つのサービス」としてアクセスし自由に選択できるようにすること。	